

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

報道取材情報（沼津市）

令和元年12月25日（水）発表

名称等 「警戒レベルに基づく市立保育所等の措置・保護者のとるべき行動の原則基準」を制定しました

実施日時 令和元年12月1日から

担当 市民福祉部 子育て支援課

直通 055-934-4826 内線 2152

1 内容

近年、益々大規模化し、被害が甚大化する災害から児童や職員の安全確保を図るため、河川の氾濫や土砂災害の恐れがある際に発令される「警戒レベル」に基づき、市立保育所等の措置・保護者のとるべき行動の基準を設けるもの。

2 目的・理由

これまで、本市では、保育を必要とする児童がいるのであれば、市立保育所等では原則開所するという運用を行ってきたが、水害・土砂災害時の児童や職員の安全確保を図るため、警戒レベル発令時の統一的な基準を制定した。

3 経緯・経過

近年、台風等の大規模災害による被害が深刻化しており、安全確保の観点から計画的な休業を行う企業等も増えてきている。学校や幼稚園等の教育機関については、学校教育法施行規則等で臨時に休業することができる旨規定されているが、保育施設については、児童福祉法に規定はなく、国による統一された基準も示されておらず、実質、自治体並びに各施設の管理者（私立）に対応が任されている状況にある。

4 影響・効果

水害・土砂災害時における避難情報の警戒レベルに基づく行動基準を設けることにより、施設側は開所、休所、閉鎖の統一的な判断を行うことができ、保護者側も基準に従って通所自粛等の対応をとることが可能となるため、今後、増加することが予想される水害時に児童及び保護者、保育士の安全確保を図ることができる。

5 特徴

気象情報等に基づく基準を制定している市町は多いが、水害・土砂災害時に発令される警戒レベルに基づく基準の制定は県東部では初めてとなる。

＜ 警戒レベルに基づく市立保育所及び市子育て支援センターの措置・保護者のとるべき行動の原則基準 ＞

令和元年度適用

この基準は、水害・土砂災害の避難情報のレベルに基づく市立保育所等の措置（開所・休所・閉鎖）及び保護者のとるべき行動（通所判断・在所時対応）について、その原則を定めるものとする。

沼津市			市立保育所及び市子育て支援センター			
警戒レベル			施設の措置		保護者のとるべき行動	
レベル	避難情報等	市民のとるべき行動	原則	内容	通所判断	在所時対応
1	—	災害への心構えを高める	開所	避難情報等の発令に伴う行動について事前周知	通常通所	できる限りお迎え
2	—	ハザードマップ等で避難行動を確認				
3	避難準備 高齢者等避難開始	高齢者等は避難	休所・閉鎖 準備	事前周知 避難等を視野に保護者に早急にお迎え依頼	通所自粛	避難を視野に早急にお迎え (子の保護)
4	避難指示（緊急） 避難勧告	避難	休所 閉鎖	事前周知 状況に応じた連絡、避難等必要な措置	通所不可	避難行動 (子の保護)
5	災害発生情報	命を守るための 最善の行動				

※本基準に関わらず、各保育所において地域の状況に合わせて行動すること。
防災気象情報（暴風・強風・波浪等）については、個別に判断するものとする。